## こ 子どもたちの安全を最優先するために

〜児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い〜

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加 対いこう 傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず 発生しています。

じとうぎゃくたい しゃかいぜんたい かいけっ 児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、 そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために 「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、<u>市、市民、保護者及び</u>かんけいきかんとう **関係機関等それぞれの責務**を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう 定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、<mark>学校の児童</mark> \*\*\* **\*\*\* \*\*\***

まこはましきょういくいいんかい 令和5年 横浜市教育委員会

## じどうぎゃくたいぼうしほうとう かん ほうりつ 児童 虐 待防止法等に関する法律

## だい じょう じどうぎゃくたい そうきはっけんさりょく ぎょり 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

## 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、遠やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所 者しくは児童相談所文は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告 しなければならない